

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称 ジャパンネクストリテイリング カブシキガイシャ
 ジャパンネクストリテイリング株式会社
 住所 愛知県名古屋市千種区内山三丁目31番20号
 今池NMビル4階
 代表者氏名 ダイヒョウトリシマリヤク カワキタ ユウスケ
 代表取締役 河北 裕介
 電話番号 052-734-3682
 FAX番号 052-734-3683
 メールアドレス keiri_sub@jnr.co.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

- 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)
 この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。
 ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 17 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者	✓	15	斑鳩町 水道事業管理者	✓	22	広陵町 上下水道事業管理者	✓
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者	✓	23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業の 管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	✓	17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 上下水道事業管理者	✓	18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	13	平群町 水道事業管理者	✓	20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者	✓	14	三郷町 水道事業管理者	✓	21	王寺町 水道事業管理者				

様式第 1 (水道法施行規則第18条関係)

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称 ジャパンネクストリテイリング株式会社
住 所 愛知県名古屋市千種区内山三丁目31番20号
今池NMビル4階
代表者氏名 代表取締役 河北 裕介

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
カワキタユウスケ 代表取締役 河北 裕介 ミシマコウタ 取締役 三島 宏太 ドイシンヤ 取締役 土居 慎也 ミズノノブカツ 監査役 水野 信勝 オクダケンジ 監査役 奥田 憲二	
事業の範囲	別添、履歴事項全部証明書の「目的」欄の通り 管工事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	ジャパンネクストリテイリング株式会社
上記事業所の所在地	郵便番号 〒 464-0075 住所 愛知県名古屋市千種区内山三丁目31番20号 今池NMビル4階 電話番号 052-734-3682 F AX番号 052-734-3683 メールアドレス keiri_sub@jnr.co.jp
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
山本 健太 ヤマモト ケンタ	第297232号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機 械 器 具 調 書

令和 年 月 日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数量	備 考
管の切断用の 機械器具	高速切断機	FCC14ST	1	
	金切りのこ	弓型	1	
	塩化ビニル管用 パイプカッター	MCC VC-34ED	1	
	フレキ管パイプカッター	8A~32A	1	
管の加工用の 機械器具	パイプねじ切り機	レッキス工業(株) F25AIII	1	
	やすり		1	
接合用の機械器具	パイプレンチ	300mm	2	
	モンキーレンチ	250mm	2	
	トーチランプ	GT-8000	1	
水圧テストポンプ	水圧テストポンプ	KYOWA T-508	1	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、
「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申請者

氏名又は名称

ジャパンネクストリテイリング株式会社

住 所

愛知県名古屋市千種区内山三丁目31番20号
今池NMビル4階

代表者氏名

代表取締役 河北 裕介

水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

名古屋市千種区内山三丁目31番20号今池NMビル4階
 ジャパンネクストリテイリング株式会社

会社法人等番号	1800-01-151417		
商号	株式会社エイジオホールディングス		
	ジャパンネクストリテイリング株式会社	令和 4年11月 1日変更	
		令和 4年11月 1日登記	
本店	名古屋市千種区内山三丁目31番20号今池NMビル4階		
公告をする方法	官報に掲載してする。		
会社成立の年月日	令和4年5月20日		
目的	(1) <u>インターネットを利用した物品販売及びコンサルティング</u> (2) <u>各種事業への投資、及び有価証券の保有・売買・運用</u> (3) <u>企業の合併、提携、営業権、有価証券の譲渡に関する指導、仲介、斡旋</u> (4) <u>企業経営に関する指導及びコンサルティング</u> (5) <u>不動産の賃貸、管理、保有並びに運用</u> (6) <u>当社が株式又は持分を所有する各会社を対象にした資金の集中・配分関連業務、貸付業務及び余剰資金の運用業務</u> (7) <u>当社が株式又は持分を所有する各会社の総務、人事、財務関連業務及びその他必要と認めた業務</u> (8) <u>当社が株式又は持分を所有する各会社が行う業務全般</u> (9) <u>前各号に附帯するコンサルティング業務</u> (10) <u>前各号に附帯する一切の業務</u>		
	1 給湯器、システムキッチン、トイレ、バスルーム等の住宅設備機器の販売及び施工監理 2 フランチャイズシステムによる加盟店募集及び加盟店の経営指導 3 インターネットまたはテレビ放送を利用した家庭向け商材販売 4 建設業 5 リフォーム工事業 6 前各号に附帯する一切の業務 令和 4年11月 1日変更 令和 4年11月 1日登記		
発行可能株式総数	1520万株		
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 152万株		

資本金の額	金900万円		
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。		
役員に関する事項	取締役	河北 裕 介	
	取締役	水 谷 直 樹	
			令和 4年 9月30日辞任
			令和 4年10月 3日登記
	取締役	奥 田 憲 二	
			令和 4年11月 1日辞任
			令和 4年11月 1日登記
	取締役	三 島 宏 太	
	取締役	土 居 慎 也	
		令和 4年10月 1日就任	
		令和 4年10月 3日登記	
	名古屋市昭和区田面町二丁目41番地の5 代表取締役 河北 裕 介		
	監査役	水 野 信 勝	
	監査役	奥 田 憲 二	
		令和 4年11月 1日就任	
		令和 4年11月 1日登記	
取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。		
非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	当会社は取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。		

名古屋市千種区内山三丁目31番20号今池NMビル4階
ジャパンネクストリテイリング株式会社

吸収合併	令和4年11月1日名古屋市千種区内山三丁目31番20号今池NMビル4階株式会社アズクリエイティブを合併 令和 4年11月 1日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社
登記記録に関する事項	設立 令和 4年 5月20日登記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

令和 4年11月21日
名古屋法務局
登記官

藤 田 光 信



ジャパンネクストリテイリング株式会社
定款

令和4年11月1日 作成

定 款

第 1 章 総則

第1条 (照合)

当社は、ジャパンネクストリテイリング株式会社と称し、英文ではJapan Next Retailing Co., LTD と表示する。

第2条 (目 的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 給湯器、システムキッチン、トイレ、バスルーム等の住宅設備機器の販売及び施工監理
- (2) フランチャイズシステムによる加盟店募集及び加盟店の経営指導
- (3) インターネットまたはテレビ放送を利用した家庭向け商材販売
- (4) 建設業
- (5) リフォーム工事業
- (6) 前各号に附帯する一切の業務

第3条 (本店の所在地)

当社は、本店を名古屋市に置く。

第4条 (機関構成)

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役

第5条 (公告方法)

当社の公告は、官報に掲載してする。

第 2 章 株式

第6条 (発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は、1520万株とする。

第7条 (株券の不発行)

当社の株式については、株券を発行しない。

第8条 (株式の譲渡制限)

当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。

第9条 （株式の割当てを受ける権利等の決定）

当会社の株式（自己株式の処分による株式を含む。）を引き受ける者の募集において、株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合には、その募集事項及び会社法第202条第1項各号に掲げる事項の決定は、取締役会の決議によって行う。

第10条 （株主名簿記載事項の記載の請求）

株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載され、もしくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

第11条 （質権の登録及び信託財産の表示）

当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

第12条 （基準日）

1. 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（以下、「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当会社は、基準日後に、募集株式の発行等、吸収合併、株式交換又は吸収分割等により株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。
2. 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

第3章 株主総会

第13条 （株主の住所等の届出）

1. 当会社の株主及び登録株式質権者又はそれらの法定代理人は、当会社所定の書式により、住所、氏名及び印鑑を当会社に届け出なければならない。
2. 前項の届出事項を変更したときも、同様とする。

第14条 （招集）

1. 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。
2. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議により社長がこれを招集する。社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集する。
3. 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、株主に対して招集通知を発するものとする。

第15条 （招集手続の省略）

株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

第16条 （議長）

株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

第17条 （決議の方法）

1. 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

第18条 （株主総会の決議の省略）

株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

第19条 （議決権の代理行使）

株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

第20条 （株主総会議事録）

株主総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

第4章 取締役、取締役会及び代表取締役

第21条 (取締役の員数)

当社の取締役は、7名以内とする。

第22条 (取締役の選任及び解任の方法)

1. 当社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 取締役の選任については、累積投票によらない。
3. 取締役の解任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

第23条 (取締役の任期)

1. 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

第24条 (代表取締役及び役付取締役)

1. 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
2. 取締役会は、その決議によって社長1名を選定し、必要に応じて専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

第25条 (取締役会の招集権者及び議長)

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

第26条 (取締役会の招集通知)

取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

第27条 (取締役会の決議の方法)

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

第28条 (取締役会の決議の省略)

取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

第29条 (取締役会議事録)

取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

第30条 （取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第31条 （取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与、退職慰労金その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）については、株主総会の決議によって定める。

第32条 （取締役の責任免除）

1. 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
2. 当会社は取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第5章 監査役

第33条 （監査役の員数）

当会社の監査役は、1名以上とする。

第34条 （監査役の選任及び解任の方法）

1. 当会社の監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 監査役の解任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

第35条 （監査役の任期）

1. 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

第36条 （監査役の報酬等）

監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総

会によって定める。

第37条 （監査役の責任免除）

1. 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
2. 当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第6章 計算

第38条 （事業年度）

当社の事業年度は、毎年11月1日から翌年10月31日までとする。

第39条 （剰余金の配当の基準日）

当社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年10月31日とする。

第40条 （中間配当金）

当社は、取締役会の決議によって、取締役会決議日前日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をすることができる。

第41条 （剰余金の配当の除斥期間）

剰余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

上記は当法人の定款に相違ない。

令和4年 11月25日

名古屋市千種区内山三丁目31番20号 今池NMビル4階
ジャパンネクストリテイリング株式会社
代表取締役 河北裕介



第二九七二二三二号

給水装置主任技術者免状

本籍 神奈川県

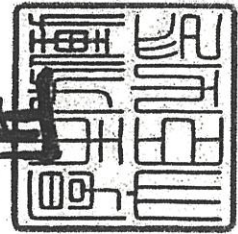
氏名 山本 健太

昭和六十一年一月三日生

水道法(昭和二十一年法律第百七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

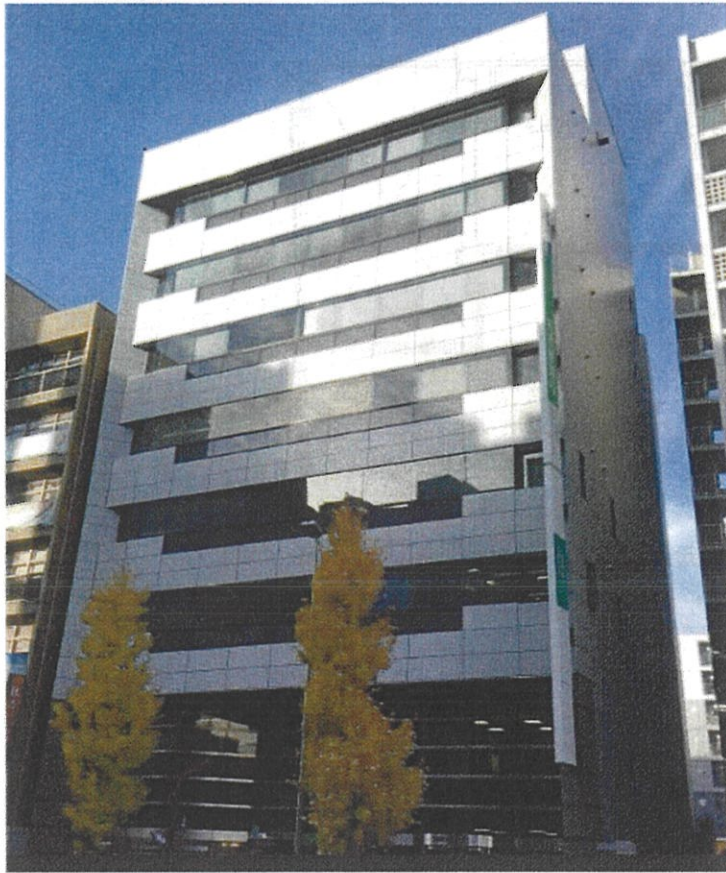
平成三十一年二月三十一日

厚生労働大臣 根本



今池NMビル

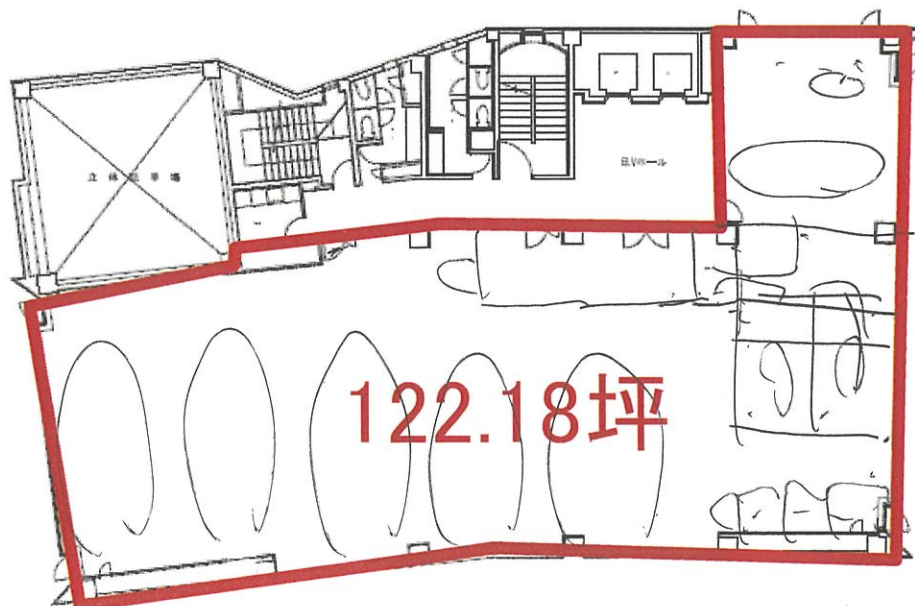
地下鉄 東山線・桜通線 今池駅徒歩3分の好立地オフィスビル



所在地	名古屋市千種区内山3-31-20
交通	地下鉄東山線・桜通線『今池駅』徒歩3分
構造	鉄骨コンクリート造
規模	地上8階 地下1階
敷地面積	731.92㎡(221.41坪)
延床面積	4916.09㎡(1487.11坪)
竣工	1991年4月
設計	東海設計株式会社
施工	清水建設株式会社
エレベーター	2基
駐車場	機械式駐車場

平面図

■4階平面図



ジャパンネクストリテイリング株式会社
 〒464-0075
 愛知県名古屋市千種区内山三丁目31番20号
 今池NMビル4階
 TEL 052-734-3682
 FAX 052-734-3683
 E-mail keiri_sub@jnr.co.jp



ご案内		
8	株式会社あい設計 名古屋支社	コスモテック株式会社
7	株式会社リョーサン 名古屋支店	アクアクララ株式会社 中部支店
6	株式会社テクシオ・テクノロジー	中日本宮製所
6	日本債権回収株式会社	中部支店
5	名古屋銀行	ローンプラザ今池
4	ジャパンネクストリテイリング株式会社	
3	名古屋銀行今池ローンセンター	
2	名古屋銀行	相談相談プラザ
1	名古屋銀行	今池支店



指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称 ^{フリガナ} ジャパンネクストリテイリング カブシキガイシャ
 住所 ^{フリガナ} ジャパンネクストリテイリング株式会社
 愛知県名古屋市千種区内山三丁目31番20号
 今池NMビル4階
 代表者氏名 ^{フリガナ} ダイヒョウトリシマリヤク カワキタ ユウスケ
 代表取締役 河北 裕介
 電話番号 052-734-3682
 FAX番号 052-734-3683
 メールアドレス keiri_sub@jnr.co.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 17 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	<input checked="" type="checkbox"/>	8	御所市 水道事業管理者	<input checked="" type="checkbox"/>	15	斑鳩町 水道事業管理者	<input checked="" type="checkbox"/>	22	広陵町 上下水道事業管理者	<input checked="" type="checkbox"/>
2	大和高田市 上下水道事業管理者	<input checked="" type="checkbox"/>	9	生駒市 水道事業管理者	<input checked="" type="checkbox"/>	16	安堵町 水道事業管理者	<input checked="" type="checkbox"/>	23	河合町 水道事業管理者	<input type="checkbox"/>
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	<input checked="" type="checkbox"/>	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	<input checked="" type="checkbox"/>	17	磯城郡 水道企業団企業長	<input type="checkbox"/>	24	吉野町 水道事業管理者	<input type="checkbox"/>
4	天理市 上下水道事業 の管理者	<input checked="" type="checkbox"/>	11	葛城市 上下水道事業管理者	<input checked="" type="checkbox"/>	18	高取町 水道事業管理者	<input type="checkbox"/>	25	大淀町 上下水道事業管理者	<input type="checkbox"/>
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	<input checked="" type="checkbox"/>	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	<input checked="" type="checkbox"/>	19	明日香村 水道事業管理者	<input type="checkbox"/>	26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	<input type="checkbox"/>
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	<input checked="" type="checkbox"/>	13	平群町 水道事業管理者	<input checked="" type="checkbox"/>	20	上牧町 水道事業管理者	<input type="checkbox"/>			
7	五條市 水道事業管理者	<input checked="" type="checkbox"/>	14	三郷町 水道事業管理者	<input checked="" type="checkbox"/>	21	王寺町 水道事業管理者	<input type="checkbox"/>			

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

届出者

氏名又は名称 ジャパンネクストリテイリング株式会社
住 所 愛知県名古屋市千種区内山三丁目31番20号
今池NMビル4階
代表者氏名 代表取締役 河北 裕介

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の
選任
解任
の届出
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	ジャパンネクストリテイリング株式会社	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
山本 健太	第297232号	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

第二九七二二二号

給水装置主任技術者免状

本籍 神奈川県

氏名 山本 健太

昭和六十一年一月三日生

水道法(昭和二十九年法律第百七十七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成三十一年一月三十一日

厚生労働大臣 根本 亘

